

公益財団法人 日本サッカー協会
2015年度 臨時評議員会

報告事項

1. 2016年度 事業計画の件
資料No.1
2. 2016年度 予算の件
資料No.2
3. 役員の選任及び会長の選定に関する件
<p><会長候補者の推薦書の交付></p> <p>(1) この推薦は、評議員1人につき会長候補者1名を推薦できるものとし、次の場合は、その推薦を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 2016年1月6日(水) <必着>を過ぎて提出があった場合② 推薦書の書式に複数名の推薦する者の氏名を記載した場合③ 推薦書の書式に会長候補者として推薦する者以外の文言を記載した場合④ 本協会が交付した推薦書の書式以外の書式又は方法で投票した場合⑤ 判読不能又は汚損された推薦書の書式を使用した場合 <p>(2) 推薦書の書式における記載の誤りは、いずれかの候補者を指すと確信を持って断定できない場合に限り、無効とする。</p> <p>(3) 必ず評議員ご本人が、記入・署名すること。</p> <p>(4) 本推薦用紙1枚を封筒1枚(選出管理委員長宛)に入れる。尚、この封筒裏面には、評議員選出団体名及び評議員名を記入する。</p>

協議事項

<p>1. 評議員1名選任の件</p> <p>以下(1)の1名の評議員が退任する為、当該評議員選出団体から推薦があった(2)の1名の評議員を選任したい。</p> <p>(1)退任する評議員 高橋 節（たかはし たかし）／株式会社モンテディオ山形 前代表取締役</p> <p>(2)選任する評議員 森谷 俊雄（もりや としお）／株式会社モンテディオ山形 代表取締役社長／61 歳</p> <p>(3)選任された評議員の任期 定款第18条（評議員の任期）の規定により、退任した評議員の任期満了の時までとなる為、2018年度に関する定時評議員会（2019年3月）の終結の時までとなる。</p>
<p>2. 会長予定者選出管理委員会 設置の件</p> <p>12月23日(水・祝)から2016年3月27日(日)定時評議員会後に開催予定の理事会が終結するまでの間、役員を選任及び会長等の選定に関する規程第6条に基づき、会長予定者選出管理委員会（以下「選出管理委員会」という）を設置し、選出管理委員の内、評議員（補欠を含む）及び有識者の委員を以下の通り選出したい。</p> <p>資料No.3</p> <p>(1)委員（評議員のうち3名と補欠1名） (2)委員（本協会から完全に独立した立場の有識者2名）</p> <p>【既に選出されている他の委員】</p> <p>(1)委員長：（規程第7条に基づき決定済み） 小倉 純二（おぐら じゅんじ）名誉会長</p> <p>(2)委員（理事のうち3名と補欠1名）：（2015年12月17日理事会において選出済み） 大仁 邦彌（だいに くにや）会長 村井 満（むらい みつる）副会長 三好 豊（みよし ゆたか）理事 補欠：中野 幸夫（なかの ゆきお）常務理事</p> <p>【参考】役員を選任及び会長等の選定に関する規程</p> <p>第6条〔選出管理委員会〕</p> <p>1. 会長予定者の選出に際しては、会長予定者選出管理委員会（以下「選出管理委員会」という）を設置し、会長予定者の選出事務等については、選出管理委員会が管理・運営する。</p> <p>2. 選出管理委員会は、会長選定を行うべき年の前年の12月に開催される臨時評議員会による承認によって設置され、第31条の理事会の終結の時をもって解散する。</p> <p>第7条〔選出管理委員〕</p> <p>1. 選出管理委員会は、次の会長予定者選出管理委員（以下「選出管理委員」という）をもって構成する。</p>

- (1) 名誉会長
 - (2) 理事のうち3名
 - (3) 評議員のうち3名
 - (4) 本協会から完全に独立した立場の有識者2名
2. 選出管理委員会の委員長は名誉会長とする。
 3. 本条第1項のうち、第2号の委員は会長選定を行うべき年の前年の12月に開催される理事会において選出し、第3号及び第4号の委員は同月に開催される臨時評議員会において選出する。
 4. 第1項における委員の選出にあたっては、前項の理事会及び評議員会よりそれぞれ理事及び評議員の中から1名の補欠を予め選出し、委員に事故がある時又は委員が会長候補者となり委員としての任務を遂行できない時は補欠として選出されたものがその任務を行うものとする。
 5. 選出管理委員は、選出管理委員会の事務運営及び会長予定者の選出が円滑に行われるために必要と認められる事務手続きを行う権限を有し、義務を負う。
 6. 選出管理委員は、選出管理委員会の事務手続きが全て完了し、かつ、本協会の定時評議員会及びその後の理事会において会長が選定され、就任したときをもって、選出管理委員を退任する。

第8条〔選出管理委員会の職務〕

選出管理委員会は、次の職務を行う。

- (1) 理事による会長予定者の投票に関する管理及び事務
- (2) 評議員による会長予定者の推薦に関する管理及び事務
- (3) 告示に関する事務
- (4) 選挙公報に関する事務
- (5) 投票、開票に関する管理及び事務
- (6) 選挙結果の集計に関する事務
- (7) 選挙に関する広報
- (8) その他選挙に関する管理及び事務